

令和8年度から市税等の納付回数 が 4回 に変わります

(対象：個人市民税・個人県民税・森林環境税 及び 固定資産税・都市計画税)



国はデジタル化の推進のために全国標準システムの導入を法律で決めました。これを受け、米沢市においても全国標準となる税務システムを導入します。

これにより、令和8年度からの個人市民税・個人県民税・森林環境税及び固定資産税・都市計画税の年間の納付回数が、これまでの10回から全国標準である4回になります。

4回に変わると各納期の納付額はどうなるの？

例：年税額が「個人市民税・個人県民税・森林環境税・・・41,800円」
「固定資産税・都市計画税・・・・・・・・・・98,100円」 の場合

現行（令和7年度まで）

(単位：円)

税目	4月	5月	6月 1期	7月 2期	8月 3期	9月 4期	10月 5期	11月 6期	12月 7期	1月 8期	2月 9期	3月 10期	年税額
個人市民税・ 個人県民税・ 森林環境税			4,900	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	41,800
固定資産税・ 都市計画税			9,900	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	98,100



変更後（令和8年度から）

(単位：円)

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年税額
個人市民税・ 個人県民税・ 森林環境税			1期 11,800		2期 10,000		3期 10,000			4期 10,000			41,800
固定資産税・ 都市計画税	1期 26,100			2期 24,000					3期 24,000		4期 24,000		98,100

年税額を納期（4期）で分割し、1,000円未満の端数が生じた場合には、第1期で調整します。



- ※「国民健康保険税」、「介護保険料」及び「後期高齢者医療保険料」については、納付回数の変更はありません。
- ※納付回数の変更により、年税額が変わるものではありません。
- ※口座振替を利用されている方は、残高不足にならないようご注意ください。

納付書はどうなるの？



現行（令和7年度まで）

税目	送付する書類（納税通知書と同封）	送付時期
個人市民税・ 個人県民税・ 森林環境税	全期前納用 納付書 1 枚 + 各期別 納付書 (最大10枚)	6月中旬
固定資産税・ 都市計画税	全期前納用 納付書 1 枚 + 各期別 納付書 (最大10枚)	6月中旬

1枚で年税額の一括納付が可能な「全期前納用納付書」を納付書の束の1枚目に付けて納税通知書等とともに送付します。



変更後（令和8年度から）

税目	送付する書類（納税通知書と同封）	送付時期
個人市民税・ 個人県民税・ 森林環境税	各期別 納付書 4 枚 ※全期前納用納付書はありません	6月中旬
固定資産税・ 都市計画税	各期別 納付書 4 枚 ※全期前納用納付書はありません	4月中旬

全期分を前納される際は、4枚の納付書をすべて使用していただきます。

※給与・年金からの天引き(特別徴収)により納付いただいている方は、変更はありません。

※納付書のほか、納税通知書、課税明細書（固定資産税のみ）の様式が変わります。



← こちらもご覧ください

お問い合わせ先 米沢市総務部 税務課・納税課（電話：0238-22-5111）